

小規模特認校制度について

1 学校選択制における小規模特認校制度の位置づけ

「小規模特認校」制度は、文部科学省による「通学区域制度の弾力的運用について」（平成9年1月27日）の通知以降に導入された「学校選択制」（自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制の5種類）の一形態である「特認校制」のうち「小規模校」において取り入れられている制度である。

<参考：学校選択制>

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来に通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来に通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来に通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

2 島田市小規模特認校の状況

(1) 島田市における制度の概要

自然環境に恵まれた小規模小学校（6学級以下の小学校をいう。）において教育を受けることを希望する者に対し、就学すべき小学校の指定を変更する制度である。

※島田市小規模特認校制度要綱（別紙1）において規定

(2) 実施小学校

伊久美小学校

(3) 制度導入の経過

平成14年度、伊久美小学校の新入学児童が0名となり、今後更に減少し、学校運営が困難となることが予想されたため、通学区域制度の弾力的運用を活用し、伊久美小学区以外から伊久美の豊かな自然環境の中で教育を受けることを希望する児童の就学を許可し、児童数の増加を図ることにより学校運営の健全化を目指す。

平成15年度から制度を施行。

(4) 利用児童数

(人)

学年 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
1年	0	0	0	0	1(1)	2(2)	1(1)	3(3)	2(2)
2年	0	0	0	1(1)	0	1	3(1)	1	3
3年	0	1(1)	0	0	1	0	3(2)	4(1)	1
4年	0	0	2(1)	0	0	1	0	3	3
5年	0	0	0	2	1(1)	2(2)	1	0	2
6年	0	1(1)	0	0	2	1	2	1	0
合計(うち新規)	0	2(2)	2(1)	3(1)	5(2)	7(4)	10(4)	12(4)	11(2)

学年 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1年	1(1)	0	1(1)	1(1)	1(1)	0	1(1)	1(1)	4(4)
2年	2	1	0	1	1	1	0	1	1
3年	3	3(1)	1	0	0	1	2(1)	0	1
4年	1	3	3	1	0	1(1)	1	2	1(1)
5年	3	1	3	3	1	0	1	1	2
6年	2	3	1	3	3	1	0	1	1
合計(うち新規)	12(1)	11(1)	9(1)	9(1)	6(1)	4(1)	5(2)	6(1)	10(5)

<参考：伊久美小児童数内訳（R2.5.1現在）>

（人、％）

区分 \ 学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	割合
特認校児童	4	1	1	1	2	1	10	32.3
学区児童	6	6	1	3	1	4	21	67.7
全校	10	7	2	4	3	5	31	100.0

(5) 現状

- ・伊久美小学校児童数のうち、小規模特認校児童数の割合は約32%である。
- ・平成16年度以降、毎年、新規利用者が1名以上おり、豊かな自然環境の中、コミュニケーションや指導面において、より少人数の学級で学ぶことを望む保護者・児童がいる。
- ・通学については、コミュニティバスを利用しており、費用は市が負担している。
- ・進学先の中学校については、伊久美小学校の児童の進学先と同じ中学校に進学でき、実際に北中学校に進学したものもある。（実績：H28-R1 6人）
- ・伊久美小の教育活動の特色として、異学年や地域住民との交流活動が充実している。
※全校オペレッタ、全校キャンプ、合同運動会等
- ・島田市立小中学校再編計画（令和元年8月）においては、「特認校制度は、継続することを前提として、実施校を他校に変更することとする。」となっている。

3 児童数の現状

- ・統合が予定されている学校を除き、児童数が一番少ない学校は、川根小学校で児童数は162人であり、次に少ない学校は、大津小学校で児童数が218人である。両学校とも、一学級の人数は、ほとんどが20人を超えており、伊久美小学校と比較すると少人数学級とは言い難い。（参考：別紙2「令和2年度小中学校 学校学級別 児童生徒数」）
- ・川根小学校の令和4年度以降の新入学児童数は、20人以下となっているが、複式学級の編制まではいかず、学年単級の形態は維持できる人数である。
（参考：別紙3「令和2年度学校区別児童生徒数調べ」）

<参考：川根小学校・大津小学校 新入学児童数>

（人）

学校名 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
川根小学校	31	16	12	9	12	12
大津小学校	34	42	27	30	20	22

※令和6年4月に伊久美小学校が島田第一小学校へ統合されることに伴い、新たな特認校の実施校について川根小学校又は大津小学校で検討する場合

課題等

- ・学校や地域の特色を踏まえ、実施校を決定する必要がある。
- ・川根小学校は、小規模校であり、また、自然環境にも恵まれており、地域活動も盛んに行われている。
- ・大津小学校の特色は、愛鳥活動に取り組んでおり、伝統行事としてバードウォッチングが行われている。
- ・通学手段をどうするのか。特に登校に課題がある。
 - ＜川根小学校とする場合＞
 - ・コミュニティバス（川根温泉線）の始発を利用しても登校時間には間に合わない。
 - ・JRと大井川鐵道を利用した場合は、登校時間の約40分前に着いてしまう。
 - ・コミュニティバス（伊久身線）の始発を利用した場合、停留所「山の家」から川根小学校までの交通手段を確保する必要がある。
 - ＜大津小学校とする場合＞
 - ・コミュニティバス（大津線）の始発を利用しても登校時間に15分程度間に合わない。
 - ・しずてつジャストライン（金谷島田病院線）を利用した場合、停留所「島田市民病院」から大津小学校までは徒歩で登校が可能と考える。
- ・下校については、コミュニティバス等公共交通機関がある程度の間隔であるが、タイミングが合わない時間もあるため、その場合の交通手段をどうするのか。
- ・費用負担はどうするのか。
- ・制度利用者について、新たな特認校に通うのか、統合先の島田第一小学校に通うのか、学区の学校に通うのか選択できるようにする必要がある。

<参考：川根小学校の通学方法の検討>

登校時間	下校時間（令和2年11月実績）			
8：00	13：00	13：20	14：30	15：15

①コミュニティバス川根温泉線の利用

停留所名	時刻（行き）
島田駅（発）	8：05（始発）
家山駅前	8：55

※登校に間に合わない

停留所名	時刻（帰り）		
家山駅前	13：09	14：24	16：39
島田駅（着）	13：58	15：13	17：28（最終）

※運賃片道 150 円

②コミュニティバス：伊久身線（御堂沢系統）

停留所名		時刻（行き）
コミバス	島田駅（発）	7：00（始発）
	山の家	7：32

※運賃片道 150 円

※山の家からスクールバスとした場合

包括業務委託：単価 1,285 円/時間

（参考）

スクールバス（14 人定員）更新費：約 330 万円（税込）

会計年度任用職員：単価 942 円/時間

③JR+大井川鐵道の利用

停車駅名	時刻（行き）		
島田駅	5：57	6：20	7：36
金谷駅（発）	6：13	6：40	7：47
新金谷駅	6：18	6：44	7：53
家山駅	6：45	7：11	8：20

停車駅名	時刻（帰り）		
家山駅	13：27	15：22	17：36
新金谷駅	13：55	15：53	18：04
金谷駅（着）	13：59	15：57	18：08
島田駅	14：13	16：13	18：17

※島田⇄金谷（JR 往復 180 円）

※通学定期運賃（大鐵 金谷⇄家山） 6 箇月 94,450 円

<参考：大津小学校の通学方法の検討>

登校時間	下校時間（令和2年11月実績）			
8：00	13：55	14：40	15：00	15：55

①コミュニティバス大津線の利用

停留所名	時刻（行き）
島田駅（発）	8：00（始発）
大津小学校	8：12

※登校に間に合わない

停留所名	時刻（帰り）		
大津小学校	13：14	15：14	16：44
島田駅（着）	13：26	15：26	16：56

※運賃片道 100 円

②しずてつジャストライン金谷島田病院線の利用

停留所名	時刻（行き）
島田駅（発）	7：25
島田市民病院	7：34

※市民病院から徒歩

停留所名	時刻（帰り）		
島田市民病院	14：26	15：20	16：00
島田駅（着）	14：50	15：44	16：24

※市民病院まで徒歩

※運賃往復 180 円（通学定期運賃 6 箇月 16,530 円）

<参考：スケジュール>

- ・新たな特認校における受け入れ体制の整備、児童の環境の変化に伴う負担の軽減等を踏まえたスケジュールを設定する必要がある。

(スケジュール案)

令和3～4年度 実施校の検討、地域住民への説明、制度利用者への説明、制度対象者への周知、通学区調査審議会の開催

令和4年度 実施校決定

令和5年度 新旧特認校において交流活動実施、要綱改正等事務手続きの実施

令和6年度 新たな学校において実施